

日本小児麻酔学会学術集会 演題投稿 倫理規定

第1条(目的)

本規定は、日本小児麻酔学会学術集会(以下、「本学会」という)における演題投稿の倫理的基準を明確にし、学術発表の公正性、透明性、倫理性を確保することを目的とする。

第2条(適用範囲)

本規定は、本学会に投稿されるすべての演題に適用され、筆頭著者および共著者を含むすべての投稿者が遵守しなければならない。

第3条(研究倫理と利益相反)

1. 研究倫理の遵守

- 人を対象とした研究は、「ヘルシンキ宣言」および個人情報保護法、関連する倫理指針を遵守し、施設の倫理審査委員会(IRB)の承認を得る。
- 動物実験を含む研究は、適切な指針(例:「日本学術会議動物実験ガイドライン」)に従う。
- 症例報告では、対象患者またはその保護者から適切な同意(インフォームド・コンセント)を得る。

2. 利益相反(COI)の開示

- 研究に関連するすべての利益相反を開示する。
- 企業や団体からの資金提供、製品の提供、その他の支援がある場合、その内容を明示する。

第4条(著作権および二重投稿の取り扱い)

1. オリジナリティの確保

- 投稿される演題は、原則としてオリジナルの研究成果であることが求められる。
- 他の学術集会や学術誌にすでに発表された研究をそのまま投稿することは避けるべきだが、一定の条件下では許容される(以下参照)。

2. 二重投稿の許容範囲

(1) 他学会での発表済みの演題

- 他の国内外の学会ですでに発表された演題であっても、本学会の趣旨に合致し、より広く共有する価値がある場合には投稿を認める。
- その場合、投稿時に以下の情報を明記する。
 1. 既発表の学会名、発表日、発表形式(口演・ポスターなど)、抄録集の情報
 2. 既発表演題の内容、結論と本投稿の相違点(データの追加、解析の更新、考察の深化など)

(2) 既に論文化された研究の発表

- 学術誌に掲載された研究内容を学会発表として投稿することも認められる。
- その場合、投稿時に以下の情報を明記する。
 1. 掲載誌名
 2. 掲載日
 3. DOI または論文の正式な参照情報

(3) 最終的な判断は大会会長がおこなう。

第5条(データの正確性と研究不正の禁止)

1. 研究データの信頼性

- 研究データは正確かつ適切に報告しなければならない。
- データの捏造(架空データの作成)、改ざん(意図的な変更)、盗用(他者のデータの無断使用)を禁止する。

2. 画像・図表の取り扱い

- 研究結果を誤解させるような画像・図表の不適切な改変・加工を行わない。
- 必要な加工(例:明瞭化、サイズ変更など)を行った場合は、投稿時にその旨を明記する。

第6条(著者の責任)

1. 共著者の基準

- すべての共著者は、研究の計画、実施、データ解析、抄録作成のいずれかになんらかの貢献をしていることが必須である。

2. 筆頭著者の責任

- 筆頭著者は、共著者全員の同意を得たうえで演題を投稿する。
- 筆頭著者は、研究内容の正確性を保証し、不正行為がないことを確認する責任を負う。

第7条(倫理違反への対応)

1. 倫理違反の調査

- 投稿された演題に倫理的問題があると判断された場合、大会会長は調査を実施することがある。
- 不正行為が疑われる場合、筆頭著者および共著者に説明を求めることがある。

2. 違反が確認された場合の措置

- 重大な倫理違反が確認された場合、大会会長の判断で演題の採択取り消しなどの措置を講じることがある。

第8条(規定の改定)

本規定は、必要に応じて日本小児麻酔学会の判断により改定される。

附則

本規定は、2025年6月4日より施行する